

○京丹後市^{ハンデツ}韓哲・まちづくり夢基金事業補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 30 日

告示第 68 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 55 号

令和 2 年 2 月 20 日告示第 28 号

令和 3 年 3 月 19 日告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民等の夢の実現を後押しするため、京丹後市韓哲・まちづくり夢基金（京丹後市韓哲・まちづくり夢基金条例（平成 27 年京丹後市条例第 43 号。以下「条例」という）に規定する基金をいう。）を活用して交付する補助金に関し、京丹後市補助金等交付規則（平成 16 年京丹後市規則第 64 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、条例第 1 条に規定する本市の教育、文化、芸術又はスポーツの振興、地域経済活性化のための新産業の興隆その他のまちづくりにつながる人材育成、顕彰等に係る事業とする。

2 本市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する個人（未成年の場合は保護者）、団体、法人等であつて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 京丹後市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有すること。
- (2) 団体にあつては、組織の運営に関する規約又は会則等を定め、予算及び決算を適正に行っていること。
- (3) 市税（附帯金を含む。）の滞納がないこと。
- (4) 京丹後市暴力団排除条例（平成 24 年京丹後市条例第 39 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は暴力団と関係を持ちその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は、名称の如何を問わず

補助対象経費から除くものとする。

- (1) 食糧費（会議用湯茶及び講師等弁当代等を除く。）
- (2) 団体又は法人の運営に係る経常的な経費（事務所等の維持管理費、人件費、備品・設備購入費等）
- (3) 補助対象事業の実施に直接関わりがない経費
- (4) その他社会通念上不適切と認められる経費

2 補助対象事業に対し国、府その他団体から助成等を受ける場合にあっては、補助対象経費から当該助成金等の額を除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、一の年度において100万円を限度とする。ただし、教育、文化、芸術又はスポーツの振興に関する分野の事業であつて、かつ、営利を目的としない事業は、補助対象経費の10分の10以内の額とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、京丹後市韓哲・まちづくり夢基金事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、京丹後市韓哲・まちづくり夢基金事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査に当たっては、条例第7条に規定する京丹後市韓哲・まちづくり夢基金運用委員会の意見を聴かなければならない。

（交付決定前の着手）

第8条 申請者は、事業の効率的な実施を図るため又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する交付の決定までの間に事業に着手する場合は、前条に規定する交付の決定の前までに事前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、京丹後市韓哲・まちづくり夢基金事業補助金に係る変更承認申請書（様式第4号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を得なければならない。ただ

し、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助金額の2割未満の減額を伴う内容の変更

(2) 補助事業の目的に影響を及ぼさないと認められる内容の変更

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、京丹後市韓哲・まちづくり夢基金事業補助金に係る中止承認申請書（様式第5号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに京丹後市韓哲・まちづくり夢基金事業実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

（補助金の支払）

第12条 補助金等の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該補助事業者から提出された補助金の交付請求書（様式第7号）に基づき行うものとする。

2 規則第15条第2項の規定による補助金の概算交付は、行わない。

（状況報告等）

第13条 市長は、必要に応じて、補助事業の実施状況、実施の成果等に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告を求められたときは、速やかに市長に報告するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第55号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日告示第28号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月１９日告示第５３号）

この告示は、令和３年３月１９日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。